

資料提供
広報取材依頼

情報提供日	令和8年7月17日
問い合わせ先	大田市建設部都市計画課（今田、近重） TEL0854-83-8174

「仁摩町特定空家等除却（略式代執行）について」

1. 行 事 名	仁摩町特定空家等除却（略式代執行）について
2. 目 的	空家特措法第22条第10項に基づき、仁摩町特定空家等の略式代執行を行う
3. 開催（実施）期間	令和8年7月28日（火）
4. 開催（実施）時間	9時40分～11時00分
5. 開催（実施）場所	大田市仁摩町仁万1576番地
6. 主 催	大田市建設部都市計画課
7. 後 援	
8. 参加・入場者数	森建設部長、伊藤都市計画課長、今田係長、近重主任主事
9. 行事の内容	（全体の概要、特徴的なものなど）
令和7年度大田市が認定した仁摩町の特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に基づく空家等）について、大田市建設部長より略式代執行宣言を行い、大田市では3件目の特定空家等の略式代執行（除却）を執り行います。	
10. 特記事項	① 事前に人数を把握させていただきます。取材にお越しいただける報道各社におかれましては、 7月23日（木）までに上記の問い合わせ先へご連絡いただきますようお願い致します。 ② 当日は9時40分から参加者の方に説明時間を設けております。添付資料2会場レイアウト記載の代執行宣言参加者待機場所へお越しいただきますようお願い致します。 ③ 雨天決行とします。
11. 添付資料	資料1 仁摩町特定空家等除却(略式代執行)について 資料2 会場レイアウト 資料3 周辺地図

令和 8 年度仁摩町特定空家等除却工事（略式代執行）について

1. 略式代執行とは

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という）では、空家等の中でも「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」にあると認められる空家等を「特定空家等」としています。略式代執行とは、特定空家等の所有者が特定できない場合に、空家特措法第 22 条第 10 項の規定により、市町村長自ら又はその措置（除却等）を命じた者、若しくは委任した者が措置をすることを言います。

2. 特定空家等の概要

【場 所】大田市仁摩町仁万 1576 番地

【建物用途】納屋

【建物構造】木造瓦葺 2 階建 【延べ面積】102.48 m²

【建物状態】・隣地所有者からの通報で、空家のトタンが剥がれ、土壁が隣地に飛散しているなど不良度の悪化を確認

・住宅密集地に所在

・建物の老朽化が激しく、傾斜が大きくなるなど倒壊の危険性あり

【不良度判定】納屋：145/D ランク、周囲：70/D ランク

【建物所有者】所有者及び相続人不確知

【敷地所有者】所有者及び相続人不確知



3. 特定空家等の経過

平成28年4月28日	隣家から相談。現地調査、不良度判定、所有者調査を実施し、所有者の死亡を確認。所有者親族と対応について協議
平成28年7月26日	空家管理についての指導文書を所有者親族に送付
平成28年11月3日	空家所有者相続人の相続放棄申述受理証明書を確認 以後、管理者が不存在の空家として対応（周辺住民等から 令和6年7月末までに計4回の相談）
令和2年12月17日	現地調査・不良度判定の実施（2回目）
令和6年 7月 8日	現地調査・不良度判定の実施（3回目）
令和7年 8月12日	仁摩町灘区自治会長より要望書の提出
令和7年 9月25日	現地調査・不良度判定の実施（4回目）、状況悪化を確認
令和7年11月18日	大田市空家等対策協議会開催 （特定空家等の判断及び略式代執行の検討）
令和8年 2月19日	特定空家等の認定
令和8年 3月25日	大田市役所掲示板等に公告文を掲示
令和8年 4月16日	公告終了（公告に対する申し出なし）

4. 略式代執行を行う理由

- ・所有者及び相続人等が全て死亡、又は相続放棄により、適正管理や除却等の義務を負う者がいない
- ・建物の老朽化が進み、屋根や一部外壁がすでに崩壊している状態にある
- ・側面駐車場や隣接敷地等に壁材等の落下があり、建物全体の傾斜が進むなど、駐車場利用者や隣家への危険性がとても高い状態にある
- ・周辺の建物が近接しており、倒壊した場合に大きな被害が想定される

5. 略式代執行の工事概要

【工事着手日】 令和8年7月28日(火) 10時00分～（予定）

代執行宣言をおこなった後に除却工事に着手 ※雨天でも実施します

【場 所】 大田市仁摩町仁万1576番地

【解体業者】 株式会社山崎組

【スケジュール】 9：40～ 当日の流れ説明

10：00～ 大田市建設部長による略式代執行宣言

10：05～ 株式会社山崎組による工事着手（足場設置）

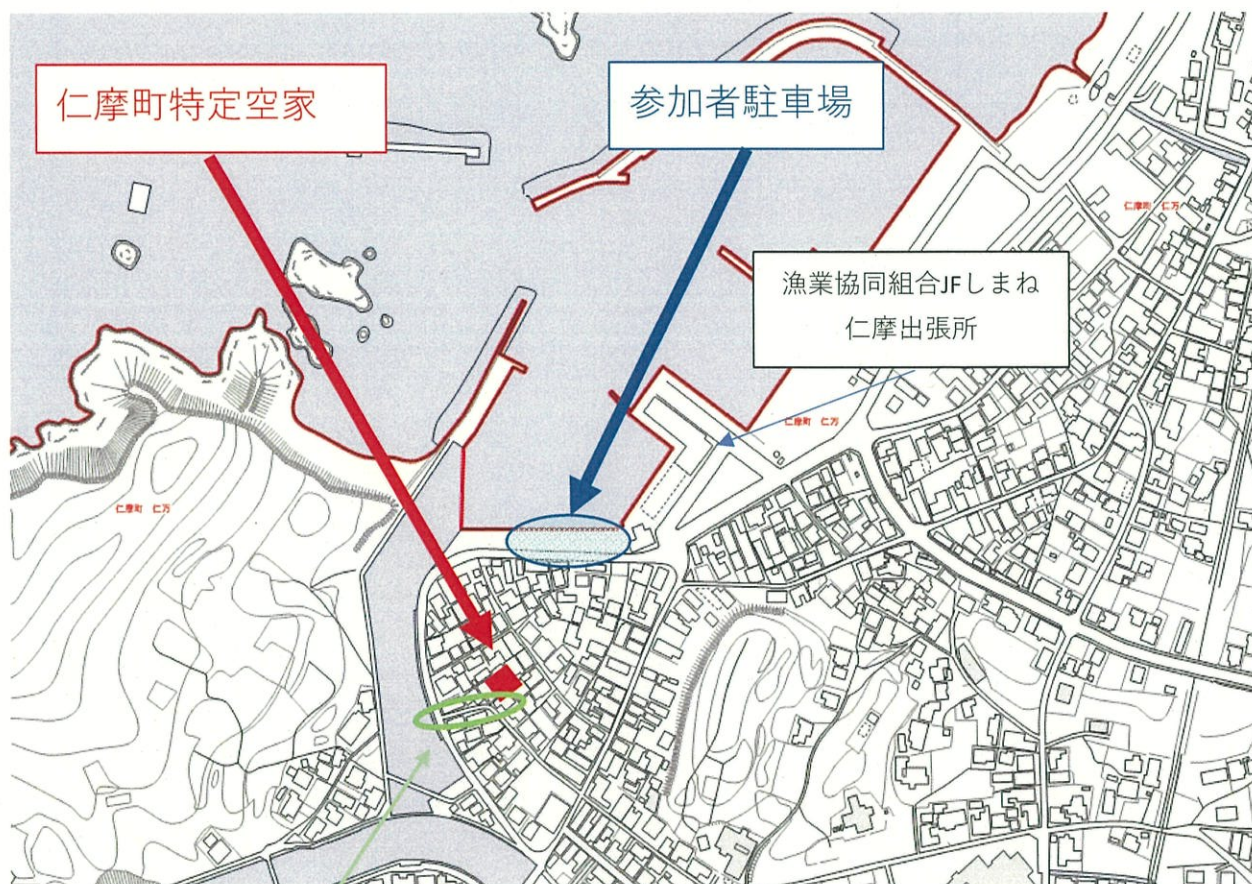
10：15～ 参加者からの質疑回答

6. 除却工事の費用等

【除却工事にかかる費用】 1,314,500円（うち、国費 657,000円（1/2））

※工事内容の変更等で費用が変わる場合があります





解体工事業者 作業通路
(通行注意)

※駐車場にコーンを設置します。
指定の範囲内での駐車をお願いいたします。